		六　貨物の温度が38℃を超えた場合は、船積みしないこと。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九　航海中は、貨物の温度を毎日計測し、記録すること。
バナジウム鉱石	VANADIUM ORE	一　毒物類（等級6.1）として隔離すること。 二　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
木材チップ	WOODCHIPS	一　可燃性物質類（等級4.1）として隔離すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7%以上になるまで禁止すること。
木材ペレット	WOOD PELLESTS	一　可燃性物質類（等級4.1）として隔離すること。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7%以上かつ一酸化炭素濃度が100ppm未満になるまで禁止すること。 八　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域に立ち入る際には、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測するための機器を装着すること。 九　積載場所のハッチは風雨密であること。
木材パルプペレット	WOOD PULP PELLETS	一　可燃性物質類（等級4.1）として隔離すること。 二　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　積載場所への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7%以上になるまで禁止すること。

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五百二十九号

特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十五条の二の三第一項第三号、第十五条の三の二及び第十五条の三の三第一項の規定に基づき、その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）及び特殊貨物船舶運送規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法）

第二条　規則第十五条の二の三第一項第三号の告示で定めるものは、別表の品名の欄に掲げる物質とする。

2　別表の品名の欄に掲げる物質に応じて、規則第十五条の三の二第一号の告示で定める積載の方法は、同表の積載の方法の欄に掲げる積載の方法とする。

3　規則第十五条の二の三第一項第三号に掲げる物質のうち、規則第十五条の三の三第一項の証明書を要する物質として告示で定めるものは、次に掲げる物質とする。

一　亜鉛スラグ
二　銅スラグ
三　鉛スラグ
四　カンラン岩
五　石
六　化学石膏（液状化するおそれのあるもの）
七　がれき
八　コールタールピッチ
九　混合処理土（建設工事用）
十　水酸化アルミニウム（液状化するおそれのあるもの）
十一　水底土砂（建設工事用）
十二　石炭灰（液状化するおそれのあるもの）
十三　石膏（造粒品）
十四　ソーダライムガラス（破砕したもの）
十五　土砂（建設工事用）
十六　マンガン系合金鉄スラグ
十七　無水珪酸ナトリウム（カレット）
十八　硫酸第一鉄・七水和物
十九　硫酸法酸化チタン粒状中和滓
二十　粒状四三酸化鉄

4　別表の品名の欄に掲げる物質（前項各号に掲げるものを除く。）に応じて、規則第十五条の三の二第三号の告示で定める積載の方法は同表の積載の欄に掲げる積載の方法とする。

附　則

（施行期日）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。